〇 主文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

〇 事実

第一 当事者の求めた裁判

- 請求の趣旨

- 1 被告が原告に対して昭和五二年三月二六日付鎌福社第七一七号及び同年四月二五日付鎌福社第五三号による措置費等決定通知書をもつてなした精神薄弱者援護施設入所費用徴収額変更処分を取消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- ニ 請求の趣旨に対する答弁

主文と同旨。

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 原告は、いずれも精神薄弱者である長男A(大正一五年一月一四日生)を県立の精神薄弱者援護施設「津久井やまゆり園」に、長女B(昭和六年四月二六日生)を私立の同施設「鎌倉清和学園」に入所させているところ、右A及びBの世帯主である。

2 被告は原告に対し、昭和五二年三月二六日付鎌福社第七一七号による措置費等決定通知書をもつて、原告が右両名の入所中に要する費用のうち負担すべき額として、いずれも適用年月日を同年四月一日で、Aについては月額一万二五〇〇円、Bについては月額一二五〇円とする旨決定し、また同年四月二五日付鎌福社第五三号による措置費等決定通知書をもつて、原告が右両名の入所中に要する費用のうち負担すべき額として、いずれも適用年月日を同年五月一日で、Aについては月額一万五〇〇〇円、Bについては月額一五〇〇円とする旨の決定をした。

3 原告は、右各決定(以下「本件処分」という。)を不服として、昭和五二年五月二七日神奈川県知事に対し審査請求をしたところ、同知事は昭和五三年五月九日付でこれを棄却する旨の裁決をなし、原告は、同月一五日右裁決書謄本の送達を受けた。

5 (一) 右のとおり、精神薄弱者福祉法二七条は、措置費徴収に関し「徴収することができる」と規定しているが、これを児童福祉法五六条一項と対比すれば明らかなとおり、精神薄弱者の施設入所費用は原則として公共団体が負担するとするのが法の趣旨である。

すなわち、精神薄弱者が社会に一定の割合で存在することは厳然たる事実であり、それを一家族の責任ではなく、社会の責任として自覚し、教育や援助を図ろうという今日の精神薄弱者福祉の建前からいつて、施設入所費用は原則として公費負担とすべきが当然であり、例外的に徴収すべき場合とは、徴収しない方がむしろ不公平であると認められるような場合(たとえば、高額所得者であるような場合)に止めるべきである。

そして、右規定の趣旨は、措置費徴収がなされる場合における扶養義務者の範囲、 徴収基準等を考えるうえにおいても十分生かされなければならない。

(二) ところで、本件処分の根拠とされる規則二条は、徴収費用額決定の基準として、入所者の属する世帯階層区分によるとするのみで、課税額の合算対象となる世帯員について特に規定していないけれども、前記精神薄弱者福祉法二七条が「徴収できる」と規定した趣旨、さらには、本件通達における徴収基準が生活保護法の

公的扶助における世帯単位の原則にそつて、「同一世帯、同一生計」という枠付けをし、費用負担を生活実態に即して入所者と特別な関係にある者に限定しているこ とに照らせば、規則二条は、本件通達と同趣旨に出たもので、「同一世帯、同一生 計」の扶養義務者を合算対象の世帯員とするものと解すべきである。

そして、「同一世帯、同一生計」であると判断するためには、同居してい るかどうかは一つの判断資料に過ぎず、日常経費の分担、住民票の扱いなどを総合 的に評価して判断すべきであるが、その際、前記のとおり、公費負担が原則で、費 用負担をできるだけ課すべきではないという観点から、別世帯、別生計とすべき要 因があればそれを重視すべきである。

しかるに、被告は、「同一世帯に属して生計を一つにしている扶養義務者のす べての者」という枠組みを外し、「同一世帯、同一生計にあるか否かを問わず同-家屋に居住している扶養義務者のすべての者」について課税額を合算するとして、 入所者A及びBの扶養義務者でかつ世帯主である原告の課税額に、原告と同居して いるものの別世帯別生計である次男C(昭和九年六月一〇日生)の課税額を合算し て本件処分を行なつた。

しかしながら、原告は、明治三〇年三月一一日生の高齢のうえ、高血圧症や老 人性うつ病といった病気のため日常生活の面倒をみてもらう必要上、従来別居して いた次男Cの家族と同居しているに過ぎず、住民票は別世帯であるほか、原告には 相当な収入があり、子供の世話にならぬよう日常生活費も可及的に別にしているの

であって、Cとは別世帯、別生計である。 8 よって、被告のなした本件処分は、合算対象となる世帯員ではないCの課税額 を原告のそれに合算して原告の負担金額を決定した違法があり、取消されるべきで ある。

請求原因に対する認否

1 請求原因1ないし4の事実は認める。

同5の主張のうち、規則二条の適用にあたり本件通達に準拠すべきことは争わ ないが、その余の主張は争う。

同6のうち、被告が、入所者A及びBの扶養義務者でかつ世帯主である原告の 課税額に原告と同居している次男C(昭和九年六月一〇日生)の課税額を合算して本件処分を行なつたことは認め、その余の事実は否認する。 4 同7のうち、原告が明治三〇年三月一一日生で、Cの家族と同居していることは認め、原告とCが別世帯、別生計であることは否認する。

同8の主張は争う。

被告の主張

被告は、入所者A及びBの扶養義務者である原告に対し、入所費用徴収額を決 定するにあたり、神奈川県の指導により、本件通達に定める「同一世帯に属して生 計を一つにしている」扶養義務者という枠組みに準拠し、原告と同一家屋に居住し、消費生活をともにしているCが入所者の扶養義務者であり、かつ原告と同一世 帯、同一生計であると認めて、次のとおり、原告及びCの昭和五一年分所得税額を 合算して、規則二条に従い入所費用徴収額を決定したものである。

昭和五二年三月二六日付鎌福祉第七一七号による決定は、昭和五二年度の措置 費徴収額の基準となる前年分(昭和五一年分)所得税額が当初原告は〇円、Cは-八万一七〇〇円とされていたのに従い、規則別表D階層の第一〇階層月額一万二五 〇〇円によつたものであり、また、昭和五二年四月二五日付鎌福社第五三号による 決定は、その後確定申告による所得税額の確認によって、Cの昭和五一年分所得税 額が二三万二八〇〇円であることから、規則別表口階層の第一一階層月額一万五〇 〇〇円によつたものである。

なお、「同一世帯から二人以上の入所者がある場合」に該当する本件の場合、 の月の支弁額の最も多額な入所者以外の入所者については、その施設のこの表の基準額に〇・一を乗じた額をもつてその入所者の基準額とする。」とされ(規則別表 備考)、Bについては、前記月額一万二五〇〇円及び一万五〇〇〇円のそれぞれ一割に当たる月額一二五〇円及び一五〇〇円としたものである。

被告の主張に対する認否

被告の主張1のうち、被告が本件通達に定める枠組みに準拠したこと及びCが 原告と同一世帯、同一生計であることは争い、その余の事実は認める。

2 同2の事実は認める。

第三 証拠(省略)

〇 理由

ー 請求原因しないし4の事実、被告が入所者A及びBの扶養義務者で、かつ世帯主である原告の課税額に、原告と同居している次男C(昭和九年六月一〇日生)の課税額を合算して本件処分をしたことは、当事者間に争いがない。

こで、Cの課税額を合算してなした本件処分の適否について判断する。 精神薄弱者福祉法二七条は「第一六条第一項第二号又は同条第二項の規定に 表達力を支持すべき都道府県又は同条第二項の規定置 はいり精神薄弱者援護施設又は心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所中 を支持をいう。)から、その負担能力にして、入所中に要する費用の全部又は を定めているところ、規則定されたもので入所の基準で の徴収について必要な事項を定める(担能力に応じて、別表に基づら の徴収について必要な事項を定める(担能力に応じて、別表に基が所の基準の の徴収について必要な事項を定める(担能力に応じて、別表に基が所の基準は の徴収にその扶養義務者から、その負担能力に応じてといる。 別表の定めるとおりとおりとによるで を定めるとおりとおりとおりに、 とおりとおりとおりとは、 とおりとおりとおりとに、 とによる被保護と のでの所得で、 ののの所得で、 ののの所得で、 のののののので、 ののののので、 ののののののので、 のののののので、 のののののので、 のののののので、 ののののので、 のののののので、 ののののののののので、 ののののののので、 のののののののので、 ののののののので、 ののののののので、 のののののので、 のののののののので、 ののののののので、 のののののので、 ののののので、 のののののので、 ののののので、 のののので、 ののののので、 のののので、 ののののので、 ののののので、 ののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 ののので、 ののので、 のので、 のので、

- 2 そこで、Cが原告と同一世帯に属して生計を一つにしている扶養義務者といえるかいなかについて検討する。
- (一) 原告が明治三〇年三月一一日生であること、Cが入所者A及びBの扶養義務者であること、Cが原告と同一家屋に居住し、消費生活をともにしていることは、いずれも当事者間に争いがない。
- (二) いずれも成立に争いのない甲第六号証の一、二、第八号証、乙第二号証、 証人Cの証言並びに弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができ、これに 反する証拠はない。
- (1) 原告には、長男A、長女B、次男C、次女Dの四人の子供がおり、現在、 A及びBは精神薄弱者援護施設に入所中であり、Cは原告と同居し、Dは原告と別 居中である。
- (2) 原告は、数十年来肩書住所地に居住していたもので、昭和四一年ころ妻に 先立たれてからも子供に世話をかけまいとして、同一敷地内ではあるが別棟に住む Cと同居することなく、家賃収入や恩給、老齢年金などによつて一人で暮してい た。しかし、その後、原告は年々齢を重ね高齢による衰弱のため足元がふらつき 側から落ちて怪我をするということがあつたが、その際、隣りに住んでいながら、 Cの家族が右事故に気付くのが遅れたことがあり、Cは、これを契機に、明治三〇 年生れの高齢のうえ、高血圧症や老人性うつ病といつた病身である原告の日常生活 の面倒をみるためには、原告と一緒に暮す以外に道はないと考え、昭和四八年こ ろ、原告の居住する木造平家建居宅(八畳二間、六畳三間、台所)に家族とともに 移り、それ以降Cの家族が原告と同居して原告の食事や身辺の面倒をみるようにな

つた。

- (3) Cの家族は、妻E、長男F、次男Gの四人家族であり、Cの収入は給与所得が主でほかに家賃収入が月額四万八〇〇〇円ほどある。他方、原告は、Cと同居後も、家賃、恩給、老齢年金といつた収入が年に二〇〇万円位あり、A及びBの扶 養義務者として納税上も障害者控除の適用を受け、高齢ではあるがCの扶養親族に はなつていない。
- (4) そして、原告は、C一家と日常生活をともにするようになつても、経済的に子供の世話にならないことをモツトーとし、原告自らの生活費分を負担すべく、原告も、Cもともに家計簿をつけて、費用の分担をするようにしている。すなわち、原告は、借地上に建物を所有していることから、その地代、固定資産税の支払をし、原告及びCの家族において使用する電気、ガス、水道、下水道及び電話の各種の大阪では、原生においてままり、Cが前午度は関係の下への下水道を 使用料については、原告において支出し、Cが前年度使用料の五分の三相当額を負 担することとし、また食費その他の日用品費は、Cにおいて支出し、前年度実績の 五分の二相当額を原告が負担することとして、費用の分担を行なつている。 (5) なお、原告とCが同居するようになつた後も、住民票上は、原告とCはそ
- れぞれ別世帯となつている。
- (三) 右事実によれば、住民基本台帳法に基づく住民票上は、原告とCは別世帯 となつており、また、生活費等の負担についても、原告においてその五分の二、C においてその五分の三の各割合で分担し合つていることが認められるけれども、前 示「同一世帯に属して生計を一つにしている」かどうかの判断は、日常生活の実態 に即して判断すべきものであつて、一般的には、住居及び日常の消費生活をともにし、社会通念上世帯としての実体をそなえていると認められれば足り、住民基本台帳法に基づく住民票上の世帯が同一であることは必要ではないし、日常生活費用を 分担することによつても当然に別生計となるものではない。
- ところで、原告とCは、同一の家屋に居住し、日常の消費生活をともにしているも のであり、しかも、Cの同居は高齢かつ病身の原告の身辺の面倒をみるためのものであるところ、原告とCとの生活費用分担は、必ずしも厳密に区分されているものではないうえ、それにより、日常生活における相互の援助、協力という共同生活の 実体を失わせるものではないのであるから、原告とCは、同一世帯に属して生計を 一つにしていると認めるのが相当である。
- (四) 以上によれば、被告がこの課税額を原告のそれに合算して入所者の属する 世帯階層区分の認定をしたことは適法であり、原告主張の違法事由は認められな
- 3 原告及びCの昭和五一年分所得税額、徴収基準額などに関する被告の主張2の 事実は、当事者間に争いがない。
- よつて、被告のなした本件処分は適法であるから、原告の本訴請求は失当とし て棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八 九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 小川正澄 三宅純一 桐ケ谷 敬三)